

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備バースクリーン（A～D）に海生物（貝等）の付着が認められたため、当該スクリーンを清掃	D	
2	1号機	集中環境施設用重油移送ポンプ入口ストレーナの固定用ハンドルに動作不良（開固着）が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
3	1号機	不活性ガス系窒素ガス供給装置の窒素蒸発器への加熱蒸気系温度調節弁の下流側手動弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	調整運転における電気出力上昇操作中、主蒸気逃し安全弁（8台のうち1台）の下流側配管温度の上昇が認められたため、当該温度変化の推移を継続確認及び対応検討	B	7月24日公表済 (PDF 168KB)
5	2号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ出口弁のグランド部に水のリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	主発電機固定子冷却系の冷却水出口温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	
7	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）のグランド部にシール蒸気のリーク（微量）が認められたため、当該シール蒸気の圧力を調整	C	
8	3号機	原子炉建屋3階の原子炉補機冷却系熱交換器（B）付近の床面塗装部に塗膜の一部剥離が認められたため、当該床面を補修塗装	対象外	
9	3号機	中央操作室換気空調系空調機（A）の低風量検出用流量スイッチの誤動作による出口流量無しを示す警報が発生したため、当該流量スイッチを点検・調整	D	
10	3号機	原子炉建屋1階の残留熱除去系熱交換器（B）室出入口扉にドアクローザの外れが認められたため、当該扉を点検・修理	D	
11	3号機	プラント起動中に主タービングランド蒸気排ガス放射線モニタ（A）に「グランド蒸気排ガス放射能高」を示す警報の発生及び即復帰が頻発したため、対応検討	C	
12	3号機	発電機水素ガスボンベ室に設置されている構内連絡用通話装置に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	4号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ駆動用電動機の点検において、固定子コイル終端部に塗布されている絶縁ワニスに硬化不良が認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	タービン建屋1階の床ドレンファンネル（2箇所）周辺の床面に排水の逆流によると推定される汚れが認められたため、当該ファンネルの排水配管と床面を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	復水脱塩装置用空気圧縮機の冷却水流量スイッチに動作不良が認められたため、当該流量スイッチを点検・修理	D	
16	5号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水供給ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（連続滴下程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	プロセス計算機保守用プリンタ操作卓のモニタ画面に電源投入不可が認められたため、当該モニタ画面を点検・修理	D	
18	6号機	原子炉建屋給気ファン室の火災報知器に誤作動が認められたため、当該火災報知器を交換	D	
19	6号機	可燃性ガス濃度制御系（A-2）冷却器出口冷却水配管の保温材に剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	6号機	所内ボイラ用給水ドレンタンクへの補給水入口弁（2台）にシートリークが認められたため、点検、修理	D	
21	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用バッテリー室内の蛍光灯のカバーに錆び（6箇所中5箇所）が認められたため、当該カバーを交換	対象外	
22	6号機	非常用電気品室内空調機用給気処理装置の接続部及び点検口より結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	集中環境施設	高圧圧縮機設備の局所排気放射線モニタのサンプリングポンプ駆動用電動機の点検において、軸受部に摩耗が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	集中環境施設	高温焼却炉設備の燃焼空気送風用ファン入口側伸縮継手の微小貫通孔より水のリーク（5秒に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉設備の燃焼空気送風用ファンのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
26	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備用空気予熱器（A）の炎監視装置の動作不良によるものと推定されるバーナーの着火不良が認められたため、当該炎監視装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで